

## 岩手山火山防災協議会の今後の主な取組（案）

岩手山の火山防災対策については、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら警戒避難体制の構築を図るとともに、次の取組を推進する。

年 度	実施主体	取組内容（予定）
平成 29 年度	岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な避難場所、避難経路、避難手段等、地域全体の避難対応をまとめた避難計画を作成</li> </ul> <p>⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村において、住民等の避難対応に活用</span></p>
平成 30 年度	岩手山火山 防災協議会	<p>【火山防災マップの作成（改訂）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成した避難計画について、住民や登山者等への周知を図るため、火山防災マップを作成（避難計画に基づく修正）</li> </ul> <p>【避難促進施設の選定基準を策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「避難確保計画」を作成すべき避難促進施設の選定基準を規定</li> </ul>
令和元年度	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る</li> </ul> <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>警戒範囲内（※）に所在する施設のリストアップ （※降灰による災害予想区域を除く岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲内）</li> <li>避難促進施設の指定に係る施設選定の目安を設定、市町村間で共有</li> <li>候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る）</li> </ol>
令和 2 年度 以降（予定）	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】（継続実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る</li> </ul> <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る）</li> </ul> <p>【避難促進施設の指定（市町村地域防災計画の修正）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定）</li> <li>避難促進施設による避難確保計画の作成を支援するとともに、施設と連携を図り、必要な防災対策を実施</li> </ol> <p>【降灰による災害予想区域内の避難促進施設の指定】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施設のリストアップ、候補施設の管理者との調整</li> <li>避難促進施設の指定、避難確保計画の作成支援等</li> </ol>
	避難促進施 設の管理者	<p>【避難確保計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）</li> </ul>

## 岩手山火山防災協議会規約の一部改正（案）

岩手山火山防災協議会規約の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	委員	名称	委員
[略]		[略]	
法第4条第2項第6号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）、 <u>伊藤英之教授（岩手県立大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）</u>	法第4条第2項第6号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）、 <u>浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）</u>
[略]		[略]	
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条関係）	
所属	幹事	所属	幹事
[略]		[略]	
岩手大学 教授	井良沢 道也	岩手大学 教授	井良沢 道也
岩手県立大学 教授	<u>伊藤 英之</u>		
東北大学 名誉教授	浜口 博之	東北大学 名誉教授	浜口 博之
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

## 附 則

この規約は、令和2年 月 日から施行する。

令和2年3月13日協議

岩手山火山防災協議会長

理由

委員及び幹事の変更をしようとするものである。これが、この改正案を提案する理由である。

## 岩手山火山防災協議会規約 (改正案)

## (設置)

第1条 岩手県並びに盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町（以下「関係市町」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平時から岩手山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、岩手山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により、岩手山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成に係る協議に関すること。
- (2) 噴火警戒レベルの運用に係る協議に関すること。
- (3) 避難計画の策定に係る協議に関すること。
- (4) 火山防災マップの作成に係る協議に関すること。
- (5) 法第5条第2項の規定による岩手県地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (6) 法第6条第3項の規定による関係市町の地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (7) 火山の活動状況に係る情報共有に関すること。
- (8) 観光客及び登山者に係る火山防災対策に関すること。
- (9) 防災訓練の推進に関すること。
- (10) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (11) その他岩手山の火山防災対策の推進に関すること。

## (協議会)

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者により構成する。この場合において、同表法第4条第2項第7号の項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 4 副会長は、八幡平市長及び滝沢市長をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 滝沢市長

第2順位 八幡平市長

## (協議会の招集等)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により開催する。

- 2 協議会の協議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について専決処分をすることができる。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき。
  - (2) 軽微な事項について協議するとき。
- 2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条の所掌事務の詳細な検討のため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、岩手県総務部総合防災室長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、八幡平市防災安全課長及び滝沢市市民環境部防災防犯課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となり、幹事会を代表する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 滝沢市市民環境部防災防犯課長

第2順位 八幡平市防災安全課長

(協議事項)

第8条 協議会は、第2条に掲げる所掌事務及び規約の改正に関する事項について協議を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、幹事会は、第2条第5号及び第6号に掲げる事項について協議を行うことができる。この場合において、幹事長は、当該協議を行った旨を協議会に報告しなければならない。

(準用)

第9条 第4条から第6条までの規定は、幹事会に準用する。この場合において、当該各条中「会長」とあるのは「幹事長」に、「委員」とあるのは「幹事」に読み替えるものとする。

(作業部会)

第10条 幹事会は、その定めるところにより、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の指名する者をもって充てる。
- 3 作業部会長に事故があるときは、作業部会の委員のうちから幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会の事務局は、岩手県総務部総合防災室に置く。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 岩手山火山防災協議会規約（平成27年4月1日策定）は、廃止する。
- 3 この規約は、平成28年10月31日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年9月13日から施行する。
- 5 この規約は、平成30年3月8日から施行する。
- 6 この規約は、令和2年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊第9特科連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

別表第2（第7条関係）

所 属	幹 事
岩手大学 名誉教授	齋藤 徳美
岩手大学地域防災研究センター 客員教授	土井 宣夫
岩手大学 教授	井良沢 道也
東北大学 名誉教授	浜口 博之
東北大学大学院理学研究科 教授	三浦 哲
岩手県総務部総合防災室	室長
岩手県環境生活部自然保護課	総括課長
岩手県国土整備部砂防災害課	総括課長
岩手県盛岡広域振興局経営企画部	部長
岩手県警察本部警備部警備課	課長
盛岡市総務部危機管理防災課	課長
八幡平市防災安全課	課長
八幡平市商工観光課	課長
滝沢市市民環境部防災防犯課	課長
滝沢市経済産業部商工観光課	課長
雫石町防災課	課長
雫石町観光商工課	課長
盛岡地区広域消防組合消防本部警防課	課長
東北地方整備局企画部	防災対策技術分析官

東北地方整備局河川部	広域水管理官
東北地方整備局岩手河川国道事務所	総括地域防災調整官
仙台管区気象台気象防災部	火山防災情報調整官
盛岡地方気象台	防災管理官
陸上自衛隊第9特科連隊	第3科長
国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官
東北森林管理局盛岡森林管理署	次長
東北森林管理局岩手北部森林管理署	次長
東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理 事務所盛岡管理官事務所	国立公園管理官
(公財) 盛岡観光コンベンション協会	事務局長
(一社) 八幡平市観光協会	事務局長
滝沢市観光協会	事務局長
(一社) しずくいし観光協会	事務局長

# リアルタイムハザードマップシステムについて

国土交通省 東北地方整備局  
令和2年1月27日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## リアルタイムアナリシス型リアルタイムハザードマップの特徴

国土交通省

【機密性2】

### プレアナリシス型リアルタイムハザードマップ

- ・降灰後の土石流、溶岩流等の火山噴火に起因する土砂災害の影響範囲を想定し、火山ハザードマップや火山防災マップの作成に活用
- ・事前に様々な条件でシミュレーション計算を行っており、噴火時には条件に最も近いものを抽出して提供可能
- ・噴火から被害発生までの時間的余裕が無い場合でも有効
- ・噴出物による地形の変化や、想定外の位置の火口からの噴火では活用できない場合もある

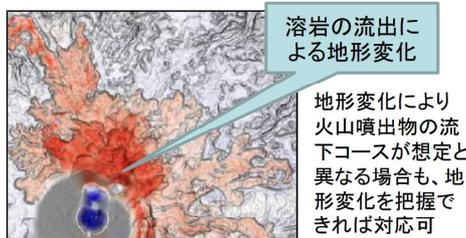
### リアルタイムアナリシス型リアルタイムハザードマップ (新たに提供)

- ・想定と異なる火口位置や地形変化も柔軟に取り入れて計算するため、緊急時において、より実現象を反映した氾濫範囲を想定することが可能
- ・実際の噴火状況に応じた被害範囲想定が可能のため、実現象を反映した避難計画等の検討が可能

対象とする現象： 溶岩流、火砕流、降灰後の土石流※、融雪型火山泥流

※噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

リアルタイムアナリシス型ハザードマップの活用が有効であると考えられる具体例



プレアナリシス型を準備



リアルタイムアナリシス型ハザードマップの利用が想定されるシーン

## 砂防部局が火山ハザードマップの作成に参画する必要性

### 平常時

- ・火山防災協議会では、『「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について議論するもの』とされている※1。
- ・火山防災協議会の構成員である地方整備局等の砂防部局※2は、『噴火に伴う土砂災害(火山泥流・土石流等)の観点から、「火山ハザードマップ」の検討を行う』とされている※1。

### 緊急時

- ・噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流については、土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供として国交省が実施。
- ・それ以外の現象についても、地方整備局等の砂防部局の役割として、「噴火時等においては、噴火に伴う土砂災害の観点から、緊急的な調査の実施や想定される影響範囲などに関する情報の提供等を行う。」とされている※3。

※1 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針(内閣府)  
 ※2 活火山対策特別措置法の一部を改正する法律運用についてのQ&A集(内閣府)  
 ※3 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き(内閣府)

## リアルタイムハザードマップの位置づけ

都道府県や市町村が一連の警戒避難体制を検討するにあたって、砂防部局が噴火に伴う土砂災害(火山泥流・土石流等)の観点から、「火山ハザードマップ」の検討を実施し、火山防災協議会に検討結果の提供を行うもの

## リアルタイムハザードマップを利用した計算結果の例

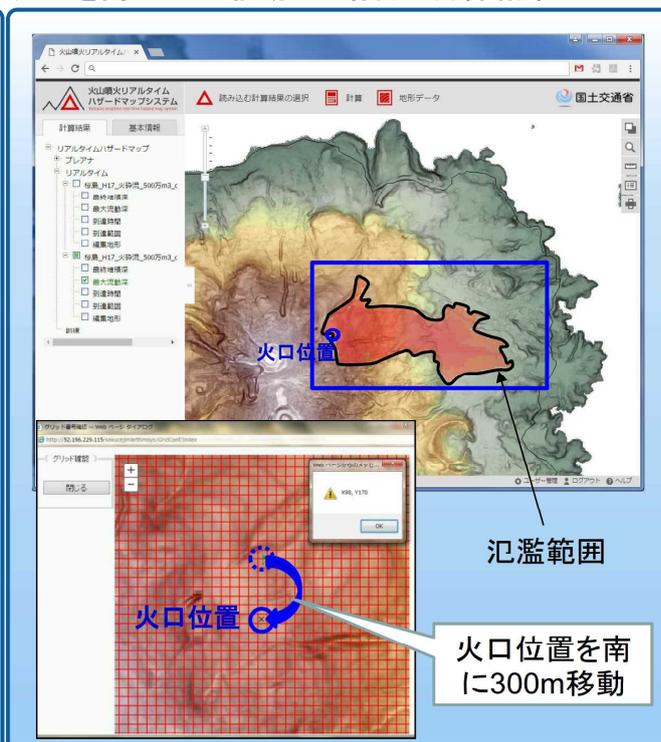
### ○火口位置による計算結果の違い

- ・火砕流500万m<sup>3</sup>の氾濫範囲の計算結果を示す
- ・火口位置以外の計算条件は同じ

元の火口位置における計算結果



火口を南に300m移動した場合の計算結果





砂防 NEWS

平成 30 年 9 月 19 日
水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課

噴火後の迅速で精度の高い避難誘導を可能にします！

～多様な噴火現象に臨機応変に対応し土砂災害範囲を想定するシステムを導入～

国土交通省では、実際の火山活動状況を速やかに反映させたハザードマップを緊急的に作成するシステムを開発しました。想定と異なる噴火活動が発生しても、本システムによるハザードマップを市町村に活用いただき、住民の避難を支援します。

火山噴火においては、新たな火口からの噴火など想定と異なる現象が起こる場合もあるため、必ずしも事前の想定のみで十分対応できるとは限りません。

そのため、国土交通省では、様々な噴火現象に臨機応変に対応するため、噴火後の土砂災害の範囲を緊急に計算する「火山噴火リアルタイムハザードマップシステム」を開発しました。

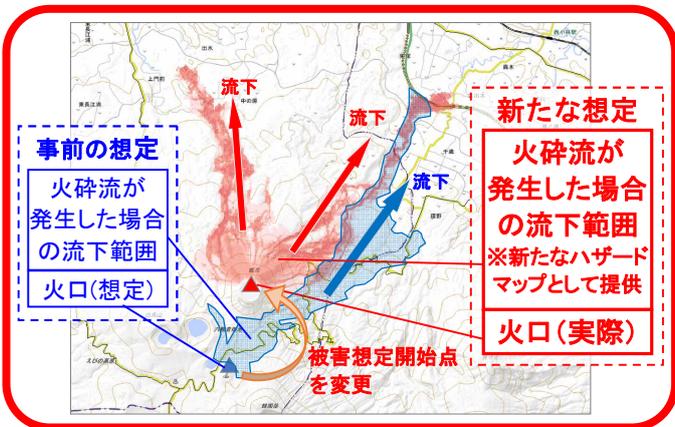
新たなシステムで作成するハザードマップは、火山関係の防災機関で構成される火山防災協議会等を通じて市町村等に提供され、住民の迅速な避難誘導等に活用されます。

＜新たに提供するハザードマップの概要＞

- 1. 提供時期 火山活動の状況により必要に応じて提供
2. 提供対象火山 浅間山、富士山、御嶽山、霧島山、桜島
3. 対象とする土砂災害の種類 降灰後の土石流、火山泥流、溶岩流、火砕流
4. 提供先 火山ごとに設置されている火山防災協議会等

＜本システムの概要説明動画＞

http://www.mlit.go.jp/river/sabo/movie/rthmsystem\_gaiyo.mp4



新たなハザードマップが有効な例

- 本システムのポイント
- 状況に応じて被害想定開始点の変更や地形変化の反映が可能
- 速やかに新たなシミュレーションを行うことが可能
- 計算結果の提供により臨機応変な避難誘導の支援が可能

問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室

室長 城ヶ崎 正人 (内線 36-151) 課長補佐 丹羽 俊一 (内線 36-153)
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8468 FAX 03-5253-1610